

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	長野県 池田町

池田町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 池田町役場産業振興課 農政係
所在地 北安曇郡池田町大字池田 3203-6
電話番号 0261-62-3127
FAX番号 0261-61-1145
メールアドレス nousei@town.ikeda.nagano.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、カラス、カワウ、ゴイサギ、チュウサギ、アオサギ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	池田町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	イモ、豆、果樹、野菜	0.9ha 245千円
イノシシ	イモ、野菜、水稻	0.8ha 288千円
ニホンジカ	麦、豆、果樹	0.9ha 266千円
ハクビシン等	果樹、野菜	0.4ha 96千円
カラス等	水稻、野菜、果樹	0.5ha 100千円
カワウ・サギ等	淡水魚、水稻	0.5ha 100千円

(2) 被害の傾向

主にはイノシシやニホンジカ、ニホンザルによる踏み荒らし、掘り返し、食害等が発生している。特に当町には全くいなかったニホンザルは、大町市から平成18年度から移動して被害を及ぼしている。

被害地域について、中山間地域はもとより、住宅地により近い場所でもイノシシやニホンザル、ハクビシン等による被害が目立つようになってきた。鳥獣の出没の一因として里山の荒廃化が考えられるが、鳥獣による農作物被害が農家の生産意欲の低下につながり耕作放棄地が増加することにより、さらなる荒廃化をもたらす鳥獣の出没の増加につながるという悪循環に陥ることが懸念される。

この他に、商店街・住宅街を中心に電線や家屋等へカラスが数百羽とまり埒（ねぐら）とするようになり、深刻な糞害をもたらす、騒音と併せ生活環境に被害を及ぼしている。

また、カワウ・サギ等による漁業被害があり、当町だけでなく周辺市町村にも被害を及ぼしている。養魚場付近での営巣・糞害も起きている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 4 年度)
ニホンザル	0.9ha 245 千円	0.5ha 130 千円
イノシシ	0.8ha 288 千円	0.4ha 144 千円
ニホンジカ	0.9ha 266 千円	0.5ha 130 千円
ハクビシン等	0.4ha 96 千円	0.2ha 48 千円
カラス等	0.5ha 100 千円	0.3ha 75 千円
カワウ・サギ等	0.5ha 100 千円	0.3ha 75 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策実施隊の編成 ・ ライフル射撃場整備支援 ・ ニホンザル他捕獲檻の設置 ・ 捕獲機材の購入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化等による捕獲従事者の減少 ・ 捕獲、駆除した鳥獣の処理 ・ 重厚な檻の設置や移動 ・ 捕獲後の処分方法の簡易化
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電柵実施の個人への補助 ・ 緩衝帯整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵の普及 ・ 過疎高齢化集落の存在 ・ 鳥獣の移動や生息等の把握 ・ 鳥獣出没時の連絡体制強化

(5) 今後の取組方針

<p>関係機関、被害農家、近隣市町村が情報を共有し鳥獣害防止のための共通認識を持つことにより効果的な捕獲、追払い体制を構築し、各地域の実情および鳥獣の動向に応じ、連携して総合的な鳥獣害防止を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の出没状況の迅速な把握と連絡体制の整備 ・ 効果的な捕獲、個体数調整の実施 ・ 緩衝帯、里山の適切な管理、放任果樹の除去等、鳥獣を寄せ付けない環境の整備 ・ 捕獲、追払いの担い手育成 ・ 鳥獣の生息状況の調査 ・ 鳥獣害防止のための啓発と地域ぐるみの追払いの実施

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会を対象鳥獣捕獲員として任命し、銃および檻、わな等の捕獲機材により有害鳥獣の捕獲、個体数調整を進める。
猟友会員の減少、高齢化に対応するため、被害農家を中心にして狩猟免許（わな）の取得を促進し、また、集落間の連携体制を確立し、効果的な捕獲の実施を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	全鳥獣 対象	ニホンジカ、イノシシ、カワウ・サギなどの鳥獣については狩猟免許所持者の猟友会により銃による個体数調整を進める。特に動向の把握が容易な冬季間に集中しての捕獲を推進する。
令和3年度		ニホンザルについては、追払い器具を整備するとともに、首輪などにGPS装置を装着させ、ニホンザルの生態・行動把握に努める。
令和4年度		ニホンザル、ハクビシンなど小型の鳥獣は簡易に移動させることが可能な小型の檻を作成及び購入し、檻による捕獲を実施する。 カラスは動向調査により出没状況を把握し、近隣市町村と連携しながら檻による捕獲を実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
これまでの捕獲実績及び狩猟期の動向、隣接市町村からの情報を参考にし、関係機関と協議して捕獲数を決定する。 なお、ニホンザルについては、特定鳥獣保護管理計画に基づき、生息状況、被害状況等を考慮し、捕獲数を定める。また、ニホンジカについては特定鳥獣保護管理計画に基づき、積極的な捕獲を進める。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンザル	30頭	30頭	30頭
イノシシ	40頭	40頭	40頭
ニホンジカ	40頭	40頭	40頭
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
タヌキ	15頭	15頭	15頭
アナグマ等	15頭	15頭	15頭
カラス	50羽	50羽	50羽
サギ類	30羽	30羽	30羽
カワウ等	30羽	30羽	30羽

捕獲等の取組内容
イノシシやニホンジカは銃による個体数調整を推進。被害農地付近ではくくり罠による捕獲を実施する。 ニホンザル、ハクビシン等は簡易に移動できる大きさと軽さの箱檻を整備し、貸与して捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
池田町一円	ニホンジカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンザル	複合柵 500m	複合柵 500m	複合柵 500m
ニホンジカ			
イノシシ			

(2) その他被害防止に関する取組

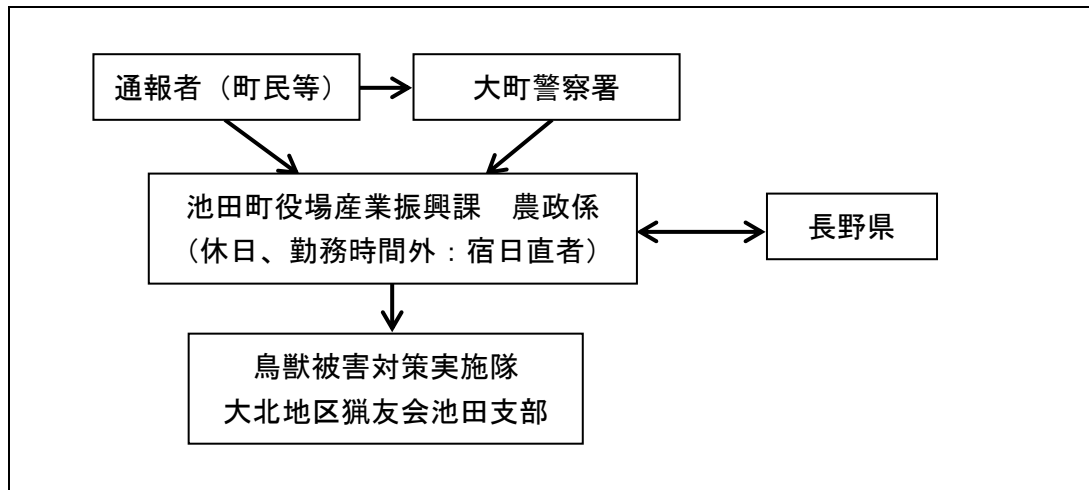
年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	全鳥獣 対象	有害鳥獣の動向や鳥獣被害防止のための知識の習得と啓発に努める。専門機関と連携し、鳥獣の動向調査を行う。
令和3年度		緩衝帯および森林整備の推進や未収穫農産物や放任果樹の除去等により有害鳥獣を近づけさせないようにする。
令和4年度		追払い器具を整備し、貸与して、集落が自ら追払いをできる体制づくりを積極的に推進する。 ニホンザル出没通報システム、追払い用具を整備し、出没状況把握に努め、また、整理伐や下草刈りなどの緩衝帯整備によりサル出没を防止する

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
長野県	関係機関との連携 個体数調整許可の迅速な対応 麻酔銃等が必要な場合の応援体制
大町警察署	関係機関との連携 人身に対する退避等安全措置の実施
池田町	関係機関との連携 地域住民への注意喚起及び安全措置の実施 鳥獣被害対策実施隊への出動命令
鳥獣被害対策実施隊	迅速な捕獲の実施 パトロールの実施
大北地区猟友会池田支部	迅速な捕獲の実施 パトロールの実施

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は適切な方法により殺処分とする。
その後処理については自家消費か焼却、埋設するものとする。

7. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	池田町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
池田町	池田町の鳥獣被害対策について全般的な管理を行う。
北アルプス地域振興局	管轄部門の鳥獣被害対策の情報提供、事業実施の指導を行う。
大北地区猟友会池田支部	被害状況把握と有害鳥獣捕獲に従事する
大北農業協同組合	情報の提供、被害の報告、必要な対策等を提言する。
池田町農業委員会	情報の提供、被害の報告、必要な対策等を提言する。
被害農家代表	情報の提供、被害の報告、必要な対策等を提言する。
被害地区自治会長	情報の提供、被害の報告、必要な対策等を提言する。
鳥獣保護員	鳥獣の生態等の専門的立場で被害防止対策に助言を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長野県有害鳥獣被害対策チーム	有害鳥獣の生息状況等についての情報提供。広域的な捕獲、追払い体制構築への指導、助言
信州大学 農学部	被害農家、集落、捕獲従事者への鳥獣の知識の普及、啓発のための講習会の講師

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

池田町役場の職員及び猟友会からの推薦者を鳥獣被害対策実施隊として設置

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

定期的に協議会開催をする
